

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年1月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表道公営住宅の部深川市の項中「94」を「114」に改め、同部帯広市の項中「821」を「851」に改め、別表第1の2の表駐車場の部深川市の項中「101」を「114」に改め、同部帯広市の項中「749」を「779」に改める。

附 則

この規則中別表第1の1の表道公営住宅の部深川市の項及び別表第1の2の表駐車場の部深川市の項の改正規定は平成22年1月15日から、その他の改正規定は同年2月1日から施行する。

告 示

北海道告示第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成22年1月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定番号 第64号
- (2) 指定の区域 芦別市常磐町901番1の一部、901番4の一部、902番1の一部、902番2の一部、904番1の一部及び932番の一部
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
- 2(1) 指定番号 第65号
- (2) 指定の区域 川上郡弟子屈町字跡佐登9番10
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

北海道告示第10号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正

目 次

規 則	告 示	支 庁 告 示	道 企 業 局 告 示	道 教 育 庁 石 狩 教 育 局 告 示	道 教 育 庁 網 走 教 育 局 告 示	道 人 事 委 員 会 規 則	道 監 査 委 員 公 表
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）							
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）						
	○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（医療政策業務課）						
	○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業支援課）						
	○土地改良法による道営換地計画の決定（3件）……………（農業施設管理課）						
	○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）						
	○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）						
	○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）						
	○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）						
	○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）						
	○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）						
	○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）						
	○市街地再開発組合の解散の認可……………（建築指導課）						
	○平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………（出納局総務課）						
		○特定調達契約に係る落札者等の公示……………					
			○平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………				
				○特定調達契約に係る落札者等の公示……………			
					○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		
						○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………	
							○監査公表第1号……………

する。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項新札幌恵愛会病院の事項中「平成21.12.31」を「平成24.12.31」に改める。
北見市の項北星脳神経外科病院の事項中「北星脳神経外科病院」を「北星脳神経・心血管内科病院」に、「平成21.12.31」を「平成24.12.31」に改める。

江別市の項医療法人社団江別やまもと整形外科の事項中「平成21.12.31」を「平成24.12.31」に改める。

美瑛町の項の次に次の1項を加える。

上川町 国民健康保険上川医療センター 上川郡上川町花園町175番地 平成24.12.31

遠軽町の項遠軽共立病院及び同項J A北海道厚生連丸瀬布厚生病院の事項中「平成21.12.31」を「平成24.12.31」に改める。

洞爺湖町の項社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院の事項中「平成21.12.31」を「平成24.12.31」に改める。

北海道告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
てしおがわ土地改良区	忠烈布ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	中の沢ダム	同

北海道告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、石狩市柏木大成地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成22年1月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、当別町若葉西地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成22年1月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新篠津村西原地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成22年1月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町丸山散布1丁目83（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年1月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 函館市尾札部町1396・1398（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年1月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町字北雄武217（次の図に示す部分に限る。）、216の1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁産業振興部林務課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年1月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年1月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道 路 の 種 類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
清原喜茂別線 北海道小樽土木現業所	虻田郡喜茂別町字金山120番1地先から 同郡喜茂別町字金山98番1地先まで		前	10.00mから 29.00mまで	385.00m	—
			前	11.00mから 19.00mまで	396.00m	—
			前	7.00mから 17.00mまで	430.00m	—
			後	10.00mから 30.50mまで	385.00m	—
枝幸音威子府線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町下幌別4380番1地先から 同郡枝幸町歌登バンケンナイ622番9地先 まで		前	19.99mから 55.27mまで	1526.34m	—
			前	19.89mから 96.90mまで	1302.45m	—

後	19.99mから 97.46mまで	1552.03m	—
後	19.89mから 96.90mまで	1302.45m	—

北海道告示第22号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、平成21年12月25日、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成21年北海道告示第8号に基づき道に申請して平成21年度及び平成22年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成22年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成21年度及び平成22年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事

舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車

庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	1億3,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上
B	9,000万円未満 6,000万円以上	6,000万円未満	5,000万円未満	1億3,000万円未満 5,500万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上	7,000万円未満 4,000万円以上	7,000万円未満 4,500万円以上	6,000万円未満 3,500万円以上
C	6,000万円未満 2,000万円以上			5,500万円未満 2,500万円以上	700万円未満	800万円未満	4,000万円未満 2,000万円以上	4,500万円未満	3,500万円未満
D	2,000万円未満			2,500万円未満			2,000万円未満		

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (7)から(9)までのいずれにも該当すること。

- (7) 申請しようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(7)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

- (ウ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算

において、(7)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

- イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

- (7) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

- (イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める表彰をいう。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力、環境対策への努力、安全・安心への貢献及び仕事と家庭の両立支援

- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

- ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

- イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

- イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(10) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請しようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(13) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成22年12月28日（火）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

	申請書類の提出先
--	----------

資格の種類	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事	建設部建設管理局 建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の地域振興部総務課
舗装工事		
鋼橋上部工事		
建築工事		
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計		
地質調査		
技術資料作成		
測量	農政部農村振興局 事業調整課	
道路清掃		
農業土木工事		
水産土木工事	水産林務部総務課	
森林土木工事		
造林		
印刷物の製造	出納局会計事務センター	
印章の製造		
物品の購入		
物品の賃貸借		
庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作		

情報システムの開発	総合政策部科学 I T 振興局情報政策課	総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	森づくりセンター (石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。)
林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場

(注) 1 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの(許可申請中の者を含む。)「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設管理局建設情報課

2 次の(1)又は(2)に掲げる資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借 出納局会計事務センター

(2) 庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検又はボイラー等運転業務 総務部総務課

3 情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、総合政策部科学 I T 振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第6に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harp.lg.jp/>

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成23年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続
1の有効期間を更新しようとする者は、平成22年度に平成23年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件(第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。)に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法
再申請しようとする者は、第3の2の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年1月8日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成21年12月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ホンダカーズ南札幌
(2) 住 所 札幌市中央区南25条西11丁目1-7
- 4 落札金額
1,881,165円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年11月20日付け北海道石狩支庁告示第37号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道石狩支庁地域振興部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成21年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して平成21年度及び平成22年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成22年1月8日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

- 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類
平成21年度及び平成22年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成22年北海道告示第23号（以下「北海道告示第23号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2に

より適用する北海道告示第23号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第23号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第23号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第23号第1の2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

第2 資格要件

- 1 共通の資格要件
北海道告示第23号第2の1に定められているとおりとする。
- 2 資格の種類ごとの要件
北海道告示第23号第2の2に定められているとおりとする。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第23号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

- 1 申請の時期
北海道告示第23号第3の1に定められている時期にしなければならない。
- 2 申請の方法
北海道告示第23号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。
なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 資格の有効期間
北海道告示第23号第4の1に定められているとおりとする。
- 2 有効期間の更新手続
北海道告示第23号第4の2に定められているとおりとする。

第5 資格の喪失

北海道告示第23号第5に定められているとおりとする。

第6 資格審査の再申請

- 1 再申請の事由
北海道告示第23号第6の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第23号第6の2に定められているとおりとする。ただし、第3の2のなお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の2のなお書き及び第6の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年1月8日

北海道教育庁石狩教育局長 宮内 敏文

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 一式 308台
- (2) パーソナルコンピュータ 一式 303台
- (3) パーソナルコンピュータ 一式 267台
- (4) パーソナルコンピュータ 一式 308台
- (5) パーソナルコンピュータ 一式 303台
- (6) パーソナルコンピュータ 一式 291台
- (7) パーソナルコンピュータ 一式 271台
- (8) パーソナルコンピュータ 一式 300台
- (9) 地上デジタルテレビ132台及びテレビスタンド等 一式 78台
- (10) 地上デジタルテレビ139台及びテレビスタンド等 一式 55台
- (11) 地上デジタルテレビ129台及びテレビスタンド等 一式 90台

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)から(6)まで
平成21年12月21日
- (2) 1の(7)から(11)まで
平成21年12月22日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社大塚商会
住所 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
- (2) 氏名 北海道日興通信株式会社

住所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

(3) 氏名 大丸藤井株式会社

住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(4) 氏名 株式会社N T T東日本-北海道

住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地

(5) 氏名 株式会社N T T東日本-北海道

住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地

(6) 氏名 大丸藤井株式会社

住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(7) 氏名 富士電機 I Tソリューション株式会社

住所 東京都中央区八丁堀2丁目20番8号

(8) 氏名 株式会社N T T東日本-北海道

住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地

(9) 氏名 株式会社札幌トランジスター

住所 札幌市中央区北5条西21丁目4番12号

(10) 氏名 株式会社ウチダ電商

住所 札幌市白石区本郷通4丁目南2番6号

(11) 氏名 株式会社札幌トランジスター

住所 札幌市中央区北5条西21丁目4番12号

4 落札金額

- (1) 22,573,320円
- (2) 22,111,425円
- (3) 19,260,045円
- (4) 21,991,200円
- (5) 21,634,200円
- (6) 20,746,845円
- (7) 19,064,850円
- (8) 21,420,000円
- (9) 17,219,790円
- (10) 16,860,900円
- (11) 15,939,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年11月10日付け北海道教育庁石狩教育局告示第50号

道 人 事 委 員 会 規 則

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月8日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1202

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）の一部を次のように改正する。
第1条中「及び第11条の3（）」を「から第11条の4まで（これらの規定を）」に改め、「の支給」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（へき地学校等の指定）

第2条 学校職員給与条例第11条の2第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づくへき地学校及びその級別の指定並びにへき地学校に準ずる学校の指定は、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）に定める基準に従い、告示により行う。

（調整点数）

第3条 へき地教育振興法施行規則第6条第2項第1号及び第6条の2の規定に基づく調整点数は、教育委員会からの協議により人事委員会が定める。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条の前の見出しを削り、同条第1項中「（共同調理場に係る指定を除く。）は、当該学校について算定された基準点数と付加点数との合計点数が30点から34点までの学校について行うものと」を「については、第2条の規定を準用」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第5条とし、同条の見出しとして「（特別の地域に所在する学校の指定）」を付する。

第10条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（へき地手当に準ずる手当の支給）」を付する。

第11条を第7条とし、第12条中「第3条及び第9条」を「第2条及び第5条」に改め、「当該学校又は共同調理場について算定された基準点数及び付加点数の合計点数により」を削り、同条を第8条とする。

第13条を削り、第14条中「第12条第1項本文」を「第8条第1項本文」に、「別記様式による」を「別に定める」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 網 走 教 育 局 告 示

北海道教育庁網走教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年1月8日

北海道教育庁網走教育局長 森 徳 男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータ 一式 233台

(2) パーソナルコンピュータ 一式 270台

(3) パーソナルコンピュータ 一式 231台

2 落札を決定した日

平成21年12月21日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名 株式会社オフィスワン

イ 住 所 網走市新町1丁目1番8号

(2)ア 氏 名 株式会社NTT東日本-北海道

イ 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地

(3)ア 氏 名 小林株式会社

イ 住 所 網走市桂町5丁目3番1号

4 落札金額

(1) 17,661,000円

(2) 20,412,000円

(3) 17,827,425円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年11月10日付け北海道教育庁網走教育局告示第23号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

平成21年10月16日公表の監査結果に係る勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、北海道知事から次のとおり措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課並びに北海道の本庁（行政情報センター）及び各支庁の行政情報コーナー（石狩支庁を除く。）に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年1月8日

北海道監査委員 沢 岡 信 広

北海道監査委員 喜 多 龍 一

北海道監査委員 見 野 全

北海道監査委員 坂 本 人 士

